

大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会
インターネット利用WG(第5回会合)
議事概要

1 日時:平成23年7月22日(金) 18:00～18:30

2 場所:総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 主査

相田 仁(東京大学大学院)

(2) 主査代理

服部 武(上智大学)

(3) 構成員

赤木 篤志(KDDI 株式会社)、古閑 由佳(ヤフー株式会社)、中澤 崇(ソフトバンクBB株式会社)、平 和昌(独立行政法人 情報通信研究機構)、藤井 宏一郎(グーグル株式会社)、山下 克司(日本アイ・ビー・エム株式会社)、山下 聡(東日本電信電話株式会社)

(4) 総務省

原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、齊藤データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、中西データ通信課企画官、山路電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長、富岡事業政策課課長補佐、田邊データ通信課課長補佐、堀内データ通信課課長補佐、根本電気通信技術システム課課長補佐

4 議題

(1) 中間取りまとめ(案)について

(2) 質疑・討議

5 議事要旨

【中間取りまとめ(案)について】

○事務局より資料5-1について説明。

【中澤構成員(ソフトバンクBB)】アクションプランについて、「今後速やかに取り組むべき事項」と「最終とりまとめに向けて引き続き検討を深めるべき事項」のそれぞれの定義がわからないので教えていただきたい。

【相田主査】私の理解では、「今後速やかに取り組むべき事項」は、このWGで方向性を示したので、順次、事業者や行政で進めていただきたいというもの。一方、「最終とりまとめに向けて引き続き検討を深めるべき事項」については、中間とりまとめ以降更に検討を深めていくべきというものであり、どちらの方が緊急性が高いというものではない。

【中澤構成員(ソフトバンクBB)】インターネットの回線容量等の増強については、このWGで議論することではないと思うが、「今後速やかに取り組むべき事項」に含まれており、その位置付けについて混乱している。

【事務局】事業者の中には今回の震災を踏まえ、速やかに回線の在り方を見直すという考えの方もおられるので、「今後速やかに取り組むべき事項」に記載している。併せて、インターネットの回線容量が将来的にどの程度必要かという議論については、「最終とりまとめに向けて引き続き検討を深めるべき事項」に記載している。

【相田主査】インターネットの回線容量等の増強については、事業者それぞれで着手していただくことであるが、すぐに見直すもののほか、将来的な対応の在り方もあるので、両方に分類しているということ。

【中澤構成員(ソフトバンクBB)】消防など緊急通報受理機関と事業者間での双方向の情報提供システムの構築についての記述がないので、中間取りまとめに含めていただきたい。

【事務局】国、自治体、関係事業者間の協力については、参考資料(ネットワークインフラWG 中間取りまとめ(案))の16 ページ12 行目以降と、25 ページ11 行目以降に記載している。

【相田主査】インターネット利用 WG 中間取りまとめ(案)の9 ページにも、具体的に消防とは記述されていないが、行政機関の情報集約・提供の在り方についての記載がある。

【中澤構成員(ソフトバンクBB)】アクションプランに記載がないので記載を検討してほしい。

【相田主査】それでは、9 ページ12 行目にある「行政機関等として最低限集約・提供すべき情報の項目を整理するなど情報集約の在り方」について、アクションプランの「最終とりまとめに向けて引き続き検討を深めるべき事項」に記載するということによいか。

【事務局】了解した。

【古閑(ヤフー)】9 ページの「インターネットサイト上で震災関係の情報が広範かつ速やかに提供されるよう、ポータルサイト等の運営事業者間で情報共有が行われることが望ましい。その際、行政機関等として最低限集約・提供すべき情報の項目を整理するなど情報集約の在り方について、検討することが必要である」の「その際」は、あくまで民間事業者が情報を共有しようとする場合に限定したものに読めてしまう。ここの趣旨は、民間事業者でも共有に向けた努力をするが、国の方も情報集約すべき情報の整理を民間事業者の努力とは別に行うということだと考えている。

【事務局】国による情報集約に係る整理は、民間事業者の方々が情報共有する場合に限ったことではないと考えている。書きぶりは修正したい。

【服部主査代理】アクションプランについて、取り組んだ内容をどのような形で報告するのか。WG なのか、親会に反映させるのか、何らかの形で示す方が良い。

【相田主査】各事業者からどのように報告を求めるのかなどの今後の進め方は事務局と相談したい。

それでは、以上で討議を終了します。構成員の中で、追加の御意見等がありましたら、7月25 日午後3 時まで事務局あて御連絡いただきたい。なお、修正の仕方については、主査に一任いただきたい。(異議なし)